

一般財形預金（財形積立定期預金）

一関信用金庫
令和4年3月1日現在

1. 商品名	・ 一般財形預金(財形積立定期預金)
2. 販売対象	・ 財形貯蓄取扱契約先企業の勤労者の方
3. 期間	・ 積立期間3年以上15年以内で積立期限日を定めていただきます 積立期限日の3か月後の応答日が満期日となります
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 給与または賞与からの天引き預入(年1回以上の預入れが必要です) ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して支払います
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた店頭表示の自由金利型定期預金(M型)利率を適用します ・ 契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満 適用利率×50% ③1年以上3年未満 適用利率×70%
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧ください または窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはガバナンス推進チーム(9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所にお問い合わせください
13. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます 詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください)